

《費用対効果分析説明資料》

事業名	都市公園事業	地区名等	新青森県総合運動公園
-----	--------	------	------------

【費用対効果の算定内容】

1 費用対効果の算定根拠

『改訂第3版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル』（平成25年10月、国土交通省都市局公園緑地・景観課）による。本マニュアルは、面積10haを超える大規模な公園を対象とする都市公園整備の費用（C）による効果を、直接利用価値（旅行費用法）及び間接利用価値（効用関数法）の便益（B）で評価するものである。

2 都市公園事業に要する費用

■C：総費用＝108,979百万円

■総費用算出根拠

公園整備に要する費用（都市公園事業費用）と、供用開始後50年間の維持管理費を現在価値化した総和を費用とする。

（単位：百万円）

区 分	建設費		維持管理費 ③	総費用 ①+②+③
	施設費 ①	用地費 ②		
費 用	70,531	5,878	26,655	103,064
現在価値化	83,905	9,364	15,710	108,979

- ・施設費＝建設費（公園事業費）－用地費
- ・用地費＝本事業による用地取得費。
- ・維持管理費＝公園施設の維持管理費
- ・現在価値化＝社会的割引率（4％）を用いて現時点に割り戻した価値。
- ・総費用＝各費用の合計。

3 都市公園事業の効果（便益）

■B：総便益＝115,876百万円

■総便益算出根拠

公園の整備によって生じる効果は、健康・レクリエーション空間としての直接利用価値と、都市環境・防災に役立つ間接利用価値の総和とする。評価対象期間は、供用開始50年間とする。

■直接利用価値による便益

直接利用価値は、旅行費用法を用いる。公園利用者は、公園までの移動費用をかけてまでも公園を利用する価値があると認めているという前提のもとで、公園までの移動費用（料金、所要時間）を利用し便益として評価する。

■間接利用価値による便益

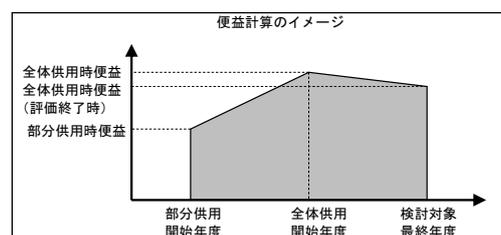
間接利用価値は、効用関数法を用いる。都市環境・防災面で公園整備を行った場合と行わなかった場合の周辺世帯の持つ望ましさ（効用）の違いを便益として評価する。

■総便益

（単位：百万円）

区 分	直接利用価値 ①	間接利用価値		総便益 ①+②+③
		環 境 ②	防 災 ③	
便 益	106,473	18,428	39,407	164,308
現在価値化	73,261	13,292	29,323	115,876

- ・直接利用価値＝公園の40km圏域の市町村を対象に、公園を利用する移動費用と公園の選択率により需要を推計し、便益を算出し、さらに補正をする。
- ・環境価値＝緑地面積に起因するものとして、公園整備がある場合とない場合との差を便益として算出する。
- ・防災価値＝広場面積と防災機能の有無に起因するものとして、公園整備がある場合とない場合との差を便益として算出する。
- ・現在価値化＝社会的割引率（4％）を用いて現時点に割り戻した価値。
- ・総便益＝各便益の合計。



【費用対効果分析の結果】

B/C（再評価時点）＝115,876百万円/108,979百万円＝1.06

第四次青森県環境計画
 開発事業等における環境配慮指針チェック表
 (土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

環境配慮指針		具体的な内容
事業名	都市公園事業 新青森県総合運動公園	
チェック欄		
1	土地・植生の改変(造成・敷地整備)段階での環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)地形や地盤の改変に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模の低減に努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらへの影響の低減に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	地形の改変に当たっては、表土の保全と活用に配慮し、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用に努める。	公園内の造成は敷地内での流用を原則としており、外部への搬出は行っていない。
<input checked="" type="checkbox"/>	表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。	公園であり緑化を原則としており、また、未着手エリアにおいても種子散布による緑化を実施し、表土の露出放置による影響を低減している。
<input type="checkbox"/>	地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈泥池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止と早急な植栽や緑化対策などに努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などではできるだけ避ける。	公園であり緑化を原則としている。また、未着手エリアにおいても種子散布による緑化を実施し、表土の露出放置による影響を低減している。
<input checked="" type="checkbox"/>	埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。	事業地には複数の埋蔵文化財包蔵地が存在することから、改変前に埋蔵文化財調査を実施している。
<input type="checkbox"/>	野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然景観や自然環境の保全に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。	
<input type="checkbox"/>	造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分に配慮するとともに、適切な緑化や擁壁等の多自然型工法などに努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水、流路の遮断、地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。	事業地は青森市の水源保護区域に指定されていることから、杭基礎工法の選定にあたり地下水への影響に配慮した工法としている。
<input checked="" type="checkbox"/>	盛土や埋土を行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分に配慮し、地下水や環境汚染の防止に努める。	事業地は青森市の水源保護区域に指定されていることから、搬入する土砂については事前に土質試験を行うとともに、影響の有無についてモニタリング調査を実施する。
<input checked="" type="checkbox"/>	(5)敷地整備段階での重機の使用に係る環境配慮	
<input type="checkbox"/>	植生の伐採、地形や地盤の改変などを行う場合の重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動が周辺の生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響の防止に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	低騒音・防振機器の活用、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努める。	低騒音・低振動の重機使用を推奨している。
<input checked="" type="checkbox"/>	重機による地形改変などを行う場合は、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。	土ぼこり防止の散水や運搬車両のタイヤ洗浄などの対策を実施している。
<input checked="" type="checkbox"/>	(6)土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	土地の改変などを行う場合は、地域内から地域外への土砂の搬出入の抑制に努める。	公園内の造成は敷地内での流用を原則としており、外部への搬出は行っていない。
<input type="checkbox"/>	表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の地下水や土壌への影響の防止に努める。	事業地は青森市の水源保護区域に指定されていることから、搬入する土砂については事前に土質試験を行うとともに、影響の有無についてモニタリング調査を実施する。

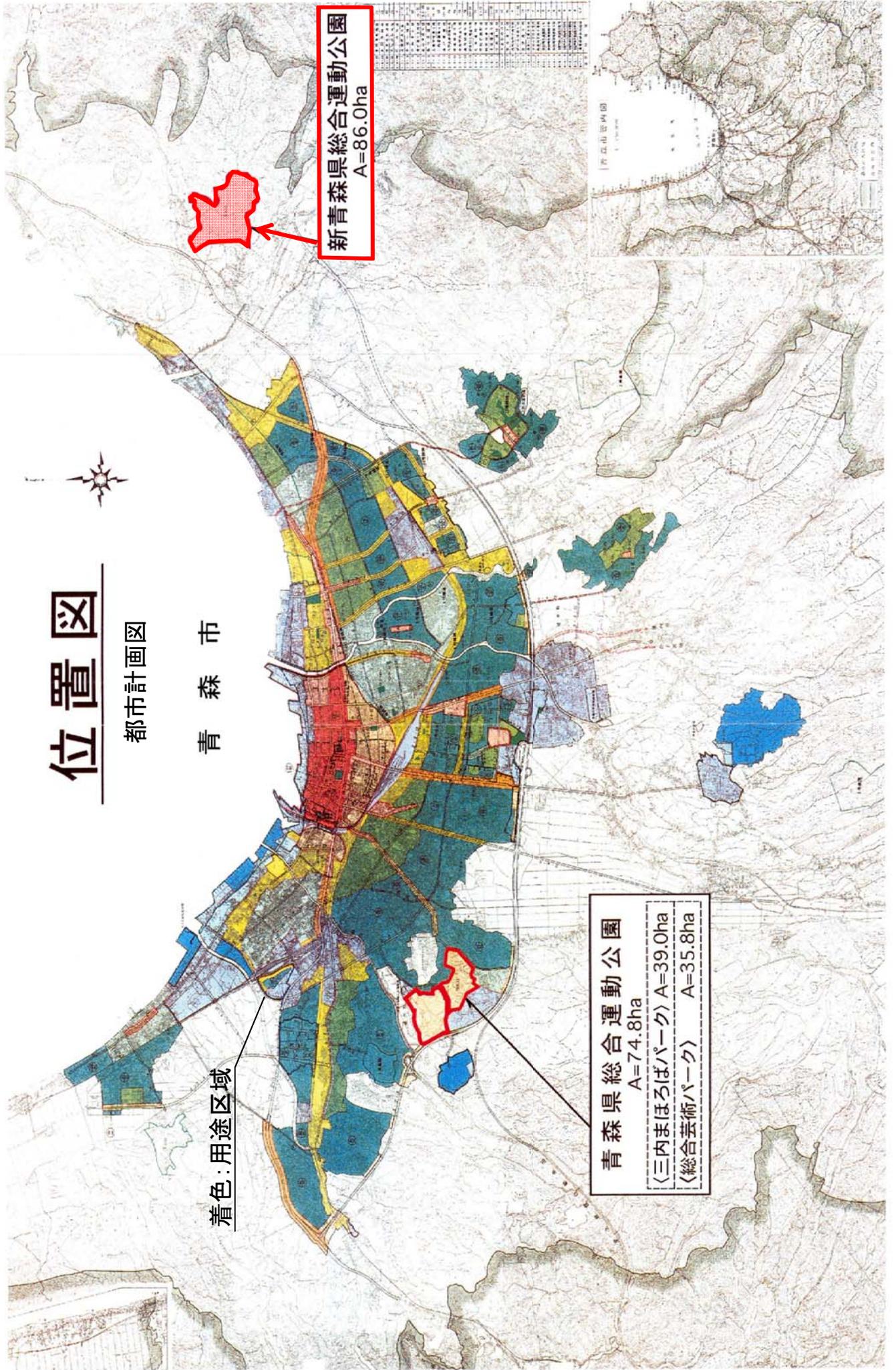
(事業名) 都市公園事業 新青森県総合運動公園)

環境配慮指針		具体的な内容
<input checked="" type="checkbox"/>	(7) 廃棄物処理等への配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。	抜根は産業廃棄物処理施設に搬入し、適切に処理している。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 建築物等の解体に伴う建設廃材などはできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	2 建造物等の設置・建築・建設段階での環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	(4) 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 計画地内や周辺地の緑地保全や緑化、食餌植物の植栽などに配慮し、生物の生息・生育や移動環境の確保、誘導など、野鳥や昆虫などの身近な生物とのふれあいの場の確保と創出に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 地下水かん養域での建設に当たっては、建造物や舗装等による地表面の不浸透域化に十分配慮し、建築物周辺での適切な雨水の地下浸透緑地の確保に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 高層建築物の建設に伴い確保されるオープンスペース等については、周辺地域と一体となった自然環境の保全と緑化などに努め、緑地の地域住民への開放や地域の自然環境の向上に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 主要道路等の沿線での大規模な建造物の建設による景観の眺望の遮へい防止に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	地域の景観を形成する自然環境資源が計画地内や計画地に隣接している場合、周辺地からの眺望の確保に努め、建造物などによる視覚的遮へいの防止に配慮するとともに、文化財などの歴史的・文化的資源からの眺望や景観の保全に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 高層建築物や大規模施設などの建設に伴って発生する、いわゆるビル風の防止や地域の良好な風道などの保全に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 高層建築物等の建設に伴う日照障害や電波障害などの防止に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。	地質調査・軟弱地盤解析等を実施し、影響ない適切な工法を選定している。

位置図

都市計画図

青森市



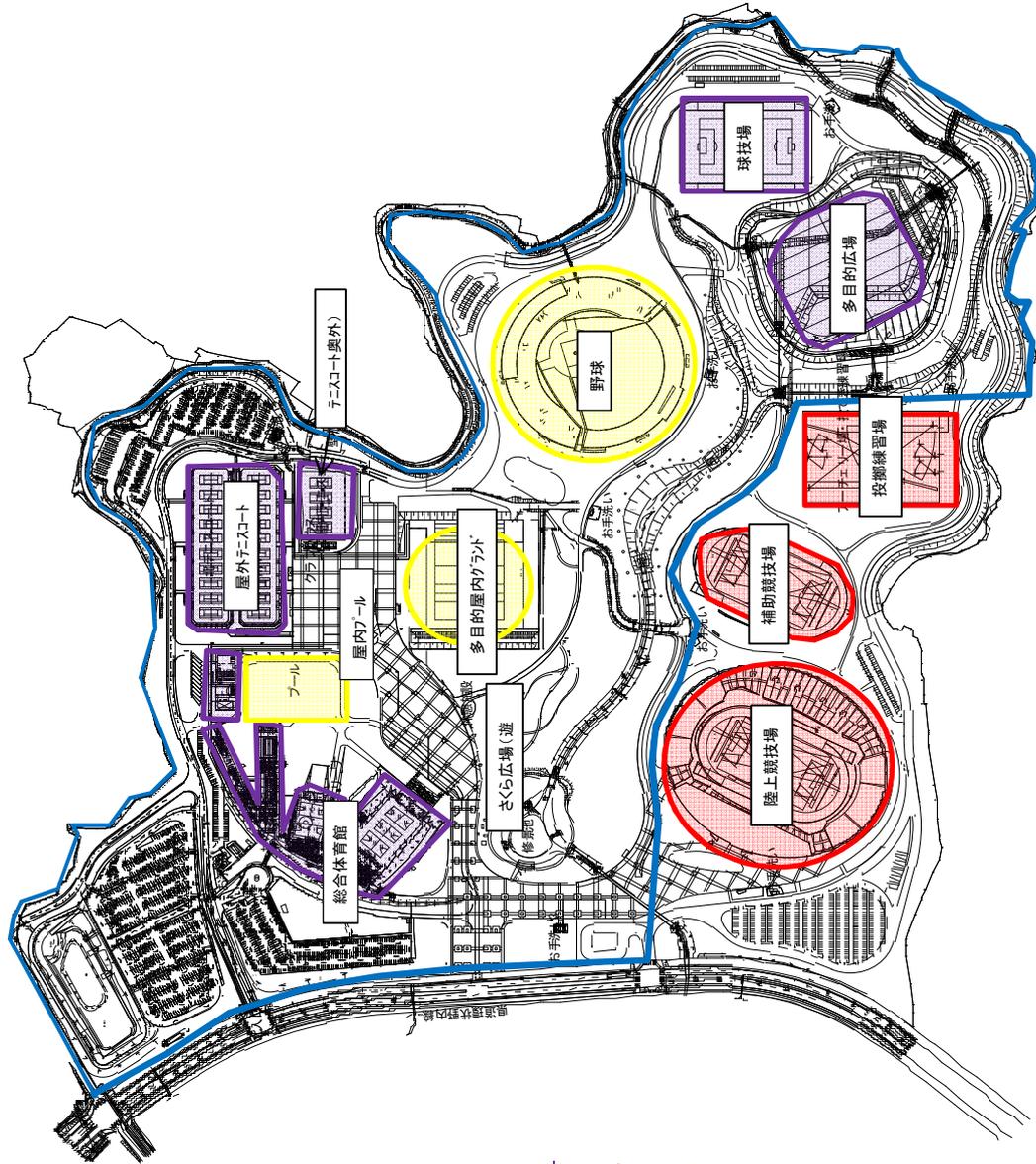
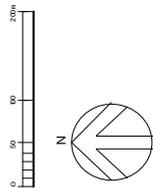
新青森県総合運動公園
A=86.0ha

着色：用途区域

青森県総合運動公園
A=74.8ha
〈三内まほろばパーク〉 A=39.0ha
〈総合芸術パーク〉 A=35.8ha

新青森県総合運動公園 施設配置図

9・6・2 新青森県総合運動公園 全体平面図



H24.4 開園区域

整備済施設

整備中の施設

未整備施設

新青森県総合運動公園(全体計画86.0ha) 空中写真 平面図





①新青森県総合運動公園 : 全景

(H25. 9 撮影)



②平成24年4月 追加開園区域 : 「球技場」

(H25.9 撮影)



③平成24年4月 追加開園区域：「球技場」の利用状況



④平成25年7月 追加整備箇所：「さくら広場遊具」の利用状況